

令和8年度

石見銀山世界遺産登録20周年・発見500年記念

新商品開発等支援事業補助金

(PR活動支援事業)

## 募集要項

〈受付期間〉

令和8年5月15日(金)～令和9年1月29日(金)

※受付期間中、随時受付します。なお、受付期間内であっても、予算の上限に達した場合は、募集を終了します。

〈受付・問い合わせ先〉

大田市 産業振興部 産業企画課 産業支援係

開庁時間：平日8:30～17:15

TEL:0854-83-8073

FAX:0854-82-9731

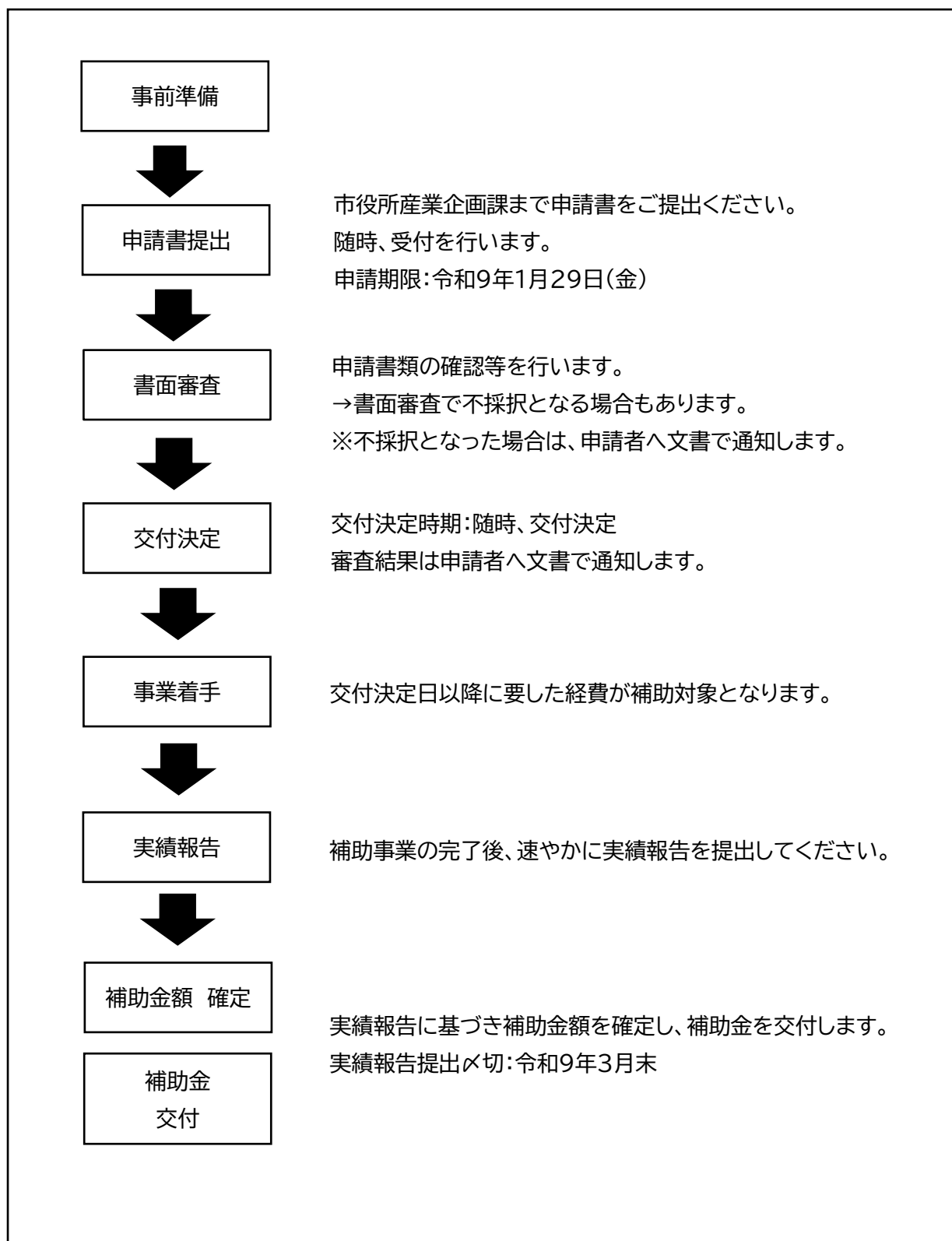
Mail:o-sangyou@city.oda.lg.jp

〈申請にあたっての注意事項〉

本補助金の申請にあたっては、以下の注意事項を必ず確認し、ご理解いただいた上で申請をお願いします。

- ① 補助金の交付決定後に支出した経費のみ、補助対象となります。（交付決定前に支出した経費は対象となりません。）  
審査の結果、補助金の交付が決定されると「補助金交付決定通知書」を交付します。補助金の対象となる経費にかかる発注、契約、購入等は、原則として交付決定日以降から可能となります。
- ② 補助金の交付は、原則補助事業完了後となります。  
補助事業完了後に実績報告の提出を受け、補助金額を確定します。確定した補助金額について、請求に基づき交付します。  
補助事業の実施にあたり経費が必要であると認められる場合には、概算払いを行う場合もあります。
- ③ 補助金の交付決定にあたっては、「書面審査」があります。  
本補助金は、申請件数の多少に関わらず、書面審査を行い、交付の可否を決定します。審査の結果、不採択となる場合もあります。
- ④ 補助事業の内容等を変更する場合には、事前の承認が必要です。  
補助事業を実施する中で、補助事業の内容または経費配分の変更を希望する場合は、あらかじめ市の承認を受ける必要があります。
- ⑤ 補助事業関係書類（帳簿や支出証明書類等）は、事業完了後5年間保存してください。
- ⑥ その他、申請者及び補助事業者は、本募集要領に記載のない事項については、市からの指示に従うものとします。

## <補助金交付の流れ>



## 1. 事業の目的

令和9年に「石見銀山遺跡とその文化的景観」が世界遺産登録20周年、また石見銀山が発見500年を迎えるにあたり、石見銀山遺跡または石見銀山遺跡に関連する文化資源や地域の魅力を発信し、かつ地域経済の活性化に繋がる取り組みを行う事業者に対して、予算の範囲内において、「石見銀山世界遺産登録20周年・発見500年記念新商品開発等支援事業補助金（PR活動支援事業分、以下「補助金」という。）」を交付します。

## 2. 補助対象者

上記趣旨に係る取り組みを行う事業者（事業者とは、「石見銀山世界遺産登録20周年・発見500年記念新商品開発等支援事業補助金交付要綱」第2条第1号から第7号に記載する事業者）。ただし、次に掲げる事業者を除きます。

- (1) 企画した事業の実施及び運営から実績報告まで責任を持って履行することができる体制を有さない事業者
- (2) 政治活動又は宗教活動を目的とした事業者
- (3) 大田市暴力団排除条例（平成24年大田市条例第1号）第2条第1号に規定する暴力団、同条第2号に規定する暴力団員又は当該暴力団若しくは当該暴力団員と密接な関係を有する者が関与している事業者
- (4) その他市長が適当でないと認めた事業者

## 3. 補助事業の内容、補助対象経費、補助率、補助限度額

補助対象事業、補助金の額、補助対象経費については、以下のとおりとします。

### 【認知拡大型事業】

#### ◎補助対象事業

- 「石見銀山遺跡とその文化的景観」世界遺産登録20周年・石見銀山発見500年記念事業の「記念ロゴ」を活用した商品販売等により、広く認知向上を図る事業

※「記念ロゴ」とは、「石見銀山遺跡とその文化的景観」世界遺産登録20周年・石見銀山発見500年記念事業ロゴ使用取扱規程」に定める記念ロゴをいう。

ただし、令和8年度石見銀山世界遺産登録20周年・発見500年記念新商品開発等支援事業補助金（新商品開発支援事業）との併用は出来ません。

（対象となる事業の例）

- ・既存商品のパッケージに記念ロゴを標示し、商品販売を行う場合

### ◎補助金の額

- (1) 補助金の額 上限額：100 千円
- (2) 補助率 10 分の 10

※補助対象経費には消費税額及び地方消費税額を除きます。

※補助金額に 1,000 円未満の端数があるときは、切り捨てた額を補助金額とします。

※補助金の交付は、1 補助対象者につき、1 会計年度に 1 回までとします。

### ◎補助対象経費

原材料等購入費、機械装置又は工具器具等の購入費、試作、改良、借用又は修繕に要する経費、外注加工費、技術指導受入れ費、検査費、デザイン購入・委託費など。

## 【産業振興型事業】

### ◎補助対象事業

地域内消費の喚起や地元事業者の参画等により、地域経済への波及効果が具体的に見込まれる取り組みであり、かつ石見銀山遺跡または石見銀山遺跡に関連する文化資源や地域の魅力の PR に資する事業

○「産業振興型事業」の申請には、下記①～⑤の要件を全て満たす必要があります。

- ①地元（地域）事業者が経済活動として参画しているか。

※地元事業者が 1 者以上参加。単なる後援は不可。

- ②一定数（500 名程度）の参加者（来訪者、利用者）が見込める事業であるか。

- ③消費発生の仕組みがあるか。

※参加者（来訪者、利用者）が金銭支出を行う具体的機会（飲食、物販、体験等）の設定

- ④経済効果の具体的記載があるか。

※消費機会の内容、参加者（来訪者、利用者）数、経済波及効果など

- ⑤石見銀山遺跡または石見銀山遺跡に関連する文化資源や地域の魅力を PR するための具体的な方法が示されているか。

### ◎補助金の額

- (1) 補助金の額 上限額：100 千円または 300 千円
- (2) 補助率 10 分の 10

※補助対象経費には消費税額及び地方消費税額を除きます。

※補助金額に 1,000 円未満の端数があるときは、切り捨てた額を補助金額とします。

※補助金の交付は、1 補助対象者につき、1 会計年度に 1 回までとします。

○補助金の上限額は、補助事業の内容を书面審査のうえ、最終決定します。申請内容に基づき、下表の項目ごとに区分判定を行い、補助上限額を決定します。

【補助上限額の区分判定基準】

項目	区分	内容
①事業の新規性	A	新規事業
	B	既存事業
②地元事業者の参画数	A	5者以上
	B	5者未満
③消費発生の仕組み	A	周遊・購買導線有り
	B	周遊・購買導線無し
④PRの質	A	石見銀山の歴史、価値の紹介（パネル展示、説明コンテンツ）、ストーリー性のある事業構築
	B	のぼり、ポスター等の基本PRのみ

◆項目①～④がすべて区分Aとなる場合 ⇒ 補助上限額 30 万円

※補助上限額 30 万円に該当する場合は、区分判定に加えて、市が設置する「PR活動支援事業」審査会においても书面審査を行います。

◆項目①～④のうち、1項目でも区分Bに該当する場合 ⇒ 補助上限額 10 万円

◎補助対象経費

(1) 事業周知に係る経費

- ①広告費 各種広告料
- ②印刷製本費 チラシ・ポスター等の印刷製本費

(2) 事業運営経費

- ①謝金、費用弁償（ボランティアに対する謝礼等）
- ②材料費及び消耗品費（消耗品費、資材等の購入費等）
- ③通信運搬費 郵送料、電話代等
- ④保険料（イベント保険料等）
- ⑤使用料及び賃借料（会場使用料、車両・物品・器具等のレンタル・リース料等）
- ⑥委託料（会場設営委託料、司会業務委託料、清掃業務委託料、警備業務委託料等）

### (3) その他事業実施に必要と認められる経費

ただし、次に掲げる経費については、補助対象経費としません。

- ①人件費等の経常的な事業運営に要する経費
- ②慶弔費、交際費、懇親会費等の社会通念上公金を財源とすることが不適切な経費
- ③イベント開催に、飲食・物販等の出店を伴う場合、出店者が出店に要する経費  
(原材料費、燃料費等)

### ◎「石見銀山遺跡とその文化的景観」世界遺産登録 20 周年・石見銀山発見 500 年記念事業である旨の明記について

- 「産業振興型事業」にて採択された場合は、チラシやポスター、SNS 等に「石見銀山遺跡とその文化的景観」世界遺産登録 20 周年・石見銀山発見 500 年記念事業である旨の記載や「記念ロゴ」(※「認知拡大型事業」の「記念ロゴ」と同じ)の掲載を必ずおこなってください。

#### ○記載例

「石見銀山世界遺産登録 20 周年・発見 500 年記念事業」

#### ○記念ロゴ

大田市ホームページからダウンロードできます。記念ロゴ使用取扱規程をご確認のうえ、ご活用ください。

(大田市HP)

[ロゴデザインができました！\(「石見銀山遺跡とその文化的景観」世界遺産登録 20 周年・石見銀山発見 500 年記念事業\) | 島根県大田市公式サイト](#)

## 4. 交付申請について

補助金の交付を申請する者(以下「申請者」という。)は、次に掲げる書類を提出してください。

- (1) 補助金交付申請書(様式第1号)
- (2) 事業計画書(様式第1号の2)「3 PR活動支援事業」  
※事業内容に応じて、「認知拡大型事業」用、「産業振興型事業」用のいずれかをご提出ください。
- (3) 事業収支予算書(様式第1号の3)
- (4) その他市長が必要と認める書類(経費見積書など)

## 5. 申請方法・提出先

### 【申込方法】

申請書類一式を郵送、持参、メールいずれかの方法で以下までご提出ください。

### 【提出先】

(郵送、持参の場合) 〒694-0064

島根県大田市大田町大田口 1111 番地

大田市役所産業振興部産業企画課 担当宛て

(メールの場合) o-sangyou@city.oda.lg.jp

※メールで申請いただく場合は、必ず受信確認のため電話にてご一報ください。

## 6. 募集期間

令和8年5月15日(金)～令和9年1月29日(金)

※郵送の場合、当日消印有効。

※持参、メールの場合は最終日の17時を締め切りとします。

## 7. 補助金交付決定について

申請内容について、書面審査を行い、補助金の交付の可否について決定します。書面審査後、補助金の交付について採択となった場合は、補助金交付決定通知書(様式第4号)により、不採択となった場合は、不採択通知書(様式第5号)によりそれぞれ結果を通知します。

## 8. 事業の変更・中止・廃止について

交付決定を受けた者(以下「補助事業者」という。)は、補助事業の内容若しくは経費の配分を変更(ただし、軽微な変更を除く。)しようとするとき、又は補助事業を中止し、若しくは廃止しようとするときは、直ちに補助事業変更(中止)承認申請書(様式第6号)を市長に提出し、その承認を受けてください。

## 9. 実績報告について

補助事業者は、補助事業が完了したとき(補助事業の中止又は廃止の承認を受けたときを含む。)は、当該事業の完了の日から起算して1月を経過した日又は令和9年3月末日のいずれか早い日までに、次に掲げる書類を提出してください。

- (1) 補助事業完了報告書(様式第7号)
- (2) 事業収支精算書(様式第7号の2)
- (3) 補助対象経費の支払を証明するもの
- (4) その他市長が必要と認める書類(成果品写真等)

※実績報告の提出後、必要に応じて、担当職員による実地調査を行う場合があります。

## 10. 補助金の交付について

実績報告に基づき補助金額を確定し、補助事業者へ文書で通知します。補助金額の通知後、補助事業者は補助金等交付請求書を提出してください。

### 11. 交付決定の取消しについて

補助事業者が次のいずれかに該当するときは、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消すことがあります。

- (1) 補助対象者としての要件に該当しなくなったとき
- (2) 補助金の交付決定の内容又はこれに付した条件に違反したとき
- (3) 補助金を交付の目的以外に使用したとき
- (4) 詐欺その他不正の手段により補助金の交付を受けたとき
- (5) 提出書類に虚偽があったとき
- (6) 市長の指示に違反したとき

### 12. 申請先・お問い合わせ

大田市役所 産業振興部 産業企画課 産業支援係

電話：0854-83-8073（平日8時30分～17時15分。土日祝除く。）

Mail：o-sangyou@city.oda.lg.jp